

国立代々木競技場

施設利用案内

令和6年度（2024年4月～2025年3月）利用分

第一体育館

第二体育館

（園地
（原宿プラザほか）



令和6年5月

<目 次>

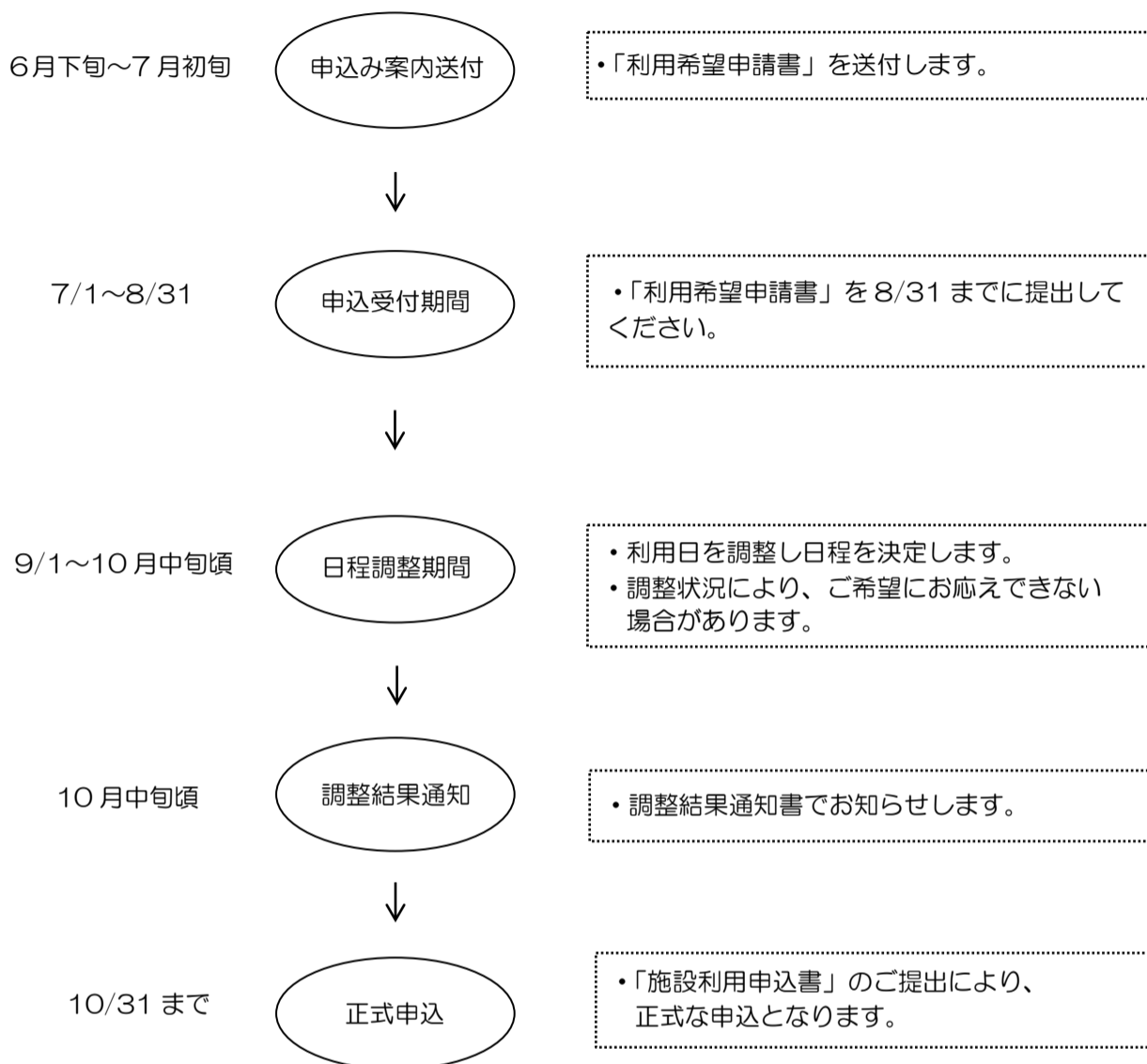
	ページ
I 利用申込みから施設利用の流れ	
1 利用申込み手順	1
2 申込後の流れ	2
II 利用料	
1 第一体育館	3
(1) 基本利用料	
(2) 附属施設・設備等	
(3) アリーナ空調	
2 第二体育館	5
(1) 基本利用料	
(2) 団体利用 基本利用料	
(3) 附属施設・設備等	
(4) アリーナ空調	
3 園地	6
4 共通事項	7
5 広告掲出料金表	8
6 記念品売店設置料金表	8
7 有料駐車場貸切利用料金表	8
8 撮影料金表	9
9 収録料金表	9
10 会議室料金表	9
III 施設利用上の注意事項	10
IV 利用規程（抜粋）	12

I 利用申込みから施設利用の流れ

1 利用申込み手順

(1) 第一体育館・第二体育館

年度毎に、次年度（4月から3月まで）の利用申込みを受け付けています。



11/1以降は、空き日程について先着順で申込みを受け付けます。（利用日の約1か月前まで）

※ 令和7年度利用分について ※

令和7年度（令和7年4月～令和8年3月）利用分については、上記の手順によらず、上期（4月～9月）と下期（10月～3月）の2回に分けて利用申込みを受け付ける予定です。

(2) 園地の貸切利用（原宿プラザほか）

ご利用については、担当者にお問い合わせください。

2 申込後の流れ

1～2か月前	施設利用の承諾 基本利用料の請求	競技場から、「施設利用承諾書」と基本利用料の請求書を発送します。 <u>※基本利用料については、P.3～7をご覧ください。</u>
	事前打合せ	競技場と利用者様とで、行事に関する打合せを実施します。 イベント概要資料、会場管理計画、会場内図面、期間中のタイムスケジュール等を用意してください。
	消防署等への届出	渋谷消防署に、使用開始届、催物開催届等を提出してください。 届出・申請書類の詳細は、担当者へご確認ください。 <u>※各種書類は3週間前を目途にご提出ください。</u>
	施設利用に関する 書類の届出	以下の該当がある場合、別途、利用申込書等の提出が必要です。 事前入金を要するもの(③・④・⑤)で銀行振込を希望される場合は、請求書を発行します。 <u>※各種利用料については、P.8～9をご覧ください。</u>
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none">① 記念品売店設置申請書(設置場所図面、販売品目一覧)② 広告掲出申請書(設置場所図面、広告物一覧(種類・規格・数量))③ 有料駐車場の貸切利用④ 収録の実施⑤ 会議室の利用</div>
10日前まで	基本利用料の納入	各施設の利用10日前までに基本利用料の全額をお支払いください。 ①第一体育館 ②第二体育館 ③園地 ④会議室
利用前まで	各種料金の納入	事前入金が必要なものは、利用の前までにお支払いください。
当日	施設の利用	施設利用注意事項(P.10～11)を遵守のうえ、ご利用ください。 利用した時間や附属施設の利用の有無により、追加利用料が発生します。
施設利用後～ 翌月末日まで	追加利用料の 請求・納入	追加利用料等(延長料金、有料諸室・設備・備品等の利用料、冷暖房・臨時電力の利用料、広告掲出料、記念品売店設置料)について、請求書を発行します。利用月の翌月の末日までにお支払いください。 <u>※追加利用料等については、P.3～8をご覧ください。</u>

※各種お支払いについて、期日までの入金が確認できない場合は、延滞料を徴収します。

3 利用区分

- スポーツ競技会 : 競技連盟主催大会、学生スポーツ競技会・体育祭等
- 興行的スポーツ : スポーツ競技会以外のスポーツに関するもの
(例) Bリーグ、K-1、プロレス、企業の運動会等
- 興行 : スポーツ以外の利用で、「物品販売及び製品展示会」に該当しないもの
(例) コンサート、カットコンテスト、式典(表彰式)等
- 物品販売及び製品展示会 : スポーツ以外の利用のうち、物品販売や製品展示を主とするもの
(例) ファッションショー、商品展示会等

II 利用料

1 第一体育館

(1) 基本利用料 <改定後> ※R6 年度利用分から適用 (単位：円/税込)

区分		基本利用料			
		本番日		設営日・撤去日・練習日・休演日	
		平日	平日以外の日	平日	平日以外の日
1-ア	スポーツ競技会 入場料を徴収しない場合	630,000	740,000	320,000	420,000
1-イ	スポーツ競技会 入場料を徴収する場合	1,300,000	1,500,000		
2-ア	興行的スポーツ 入場料を徴収しない場合	1,300,000	1,500,000	650,000	750,000
2-イ	興行的スポーツ 入場料を徴収する場合	4,500,000	5,400,000		
3-ア	興行 入場料を徴収しない場合	2,600,000	3,100,000	1,300,000	1,500,000
3-イ	興行 入場料を徴収する場合	9,000,000	10,800,000		
4-ア	物品販売及び製品展示会 入場料を徴収しない場合	3,200,000	3,900,000	1,600,000	1,900,000
4-イ	物品販売及び製品展示会 入場料を徴収する場合	10,300,000	12,300,000		

延長料金 (追加利用料)

延長料金 (1 時間)	各基本利用料の 1/10
-------------	--------------

【備考】

- 基本利用料に含まれる利用時間は、7 時～23 時中の任意の 12 時間とする。
- 基本利用料には、(2)の表に掲げる附属施設・設備等及び(3)の表に掲げるアリーナ空調を除く設備、備品等の利用料を含む。
- 本番日において、設営、撤去又は練習のために時間延長をする場合の延長料金(1 時間)は、設営日・撤去日・練習日・休演日の基本利用料の 1/10 とする。
- 上記表中の練習日とは、当該施設で行われる本番行事の前日等に設ける練習日をいい、他の施設(第二体育館を含む。)で行う行事の練習会場として利用する場合は、本番日の基本利用料を適用する。

(2) 附属施設・設備等

(単位：円/税込)

施設・設備	利用料
来賓室	1 日 30,000
特別室	1 日 20,000
ラウンジ	1 日 15,000
大型映像装置	1 日 150,000
椅子	1 日 1,000 脚まで 60,000
	1 日 2,000 脚まで 120,000
	1 日 3,000 脚まで 160,000
	1 日 3,001 脚以上 190,000

【備考】

- 椅子 500 脚までは基本利用料に含まれるものとする。

(3) アリーナ空調 <改定後> ※R6 年度利用分から適用 (単位：円/税込)

区 分	料 金
冷房・暖房	1 時間 45,000

【備考】

- 1 料金は、吹き出し開始から停止までの時間により算定する。
- 2 送風の稼働は、基本利用料に含まれるものとする。
- 3 夜間(22時から翌8時まで)に冷房、暖房又は送風を稼働する場合(センターが別に定める時期以降に当該稼働をキャンセルする場合を含む。)は、別途、夜間運転料として50,000円/日を徴収する。

2 第二体育館

(1) 基本利用料 <改定後> ※R6 年度利用分から適用

(単位：円/税込)

区分		基本利用料			
		本番日		設営日・撤去日・練習日・休演日	
		平日	平日以外の日	平日	平日以外の日
1-ア	スポーツ競技会 入場料を徴収しない場合	270,000	320,000	110,000	130,000
1-イ	スポーツ競技会 入場料を徴収する場合	530,000	630,000		
2-ア	興行的スポーツ 入場料を徴収しない場合	680,000	800,000	270,000	330,000
2-イ	興行的スポーツ 入場料を徴収する場合	2,150,000	2,600,000		
3-ア	興行 入場料を徴収しない場合	1,100,000	1,300,000	430,000	520,000
3-イ	興行 入場料を徴収する場合	2,700,000	3,200,000		
4-ア	物品販売及び製品展示会 入場料を徴収しない場合	1,350,000	1,600,000	550,000	650,000
4-イ	物品販売及び製品展示会 入場料を徴収する場合	3,200,000	3,800,000		

延長料金 (追加利用料)

延長料金 (1 時間)	各基本利用料の 1/10
-------------	--------------

【備考】

- 基本利用料に含まれる利用時間は、9 時～21 時とする。
- 基本利用料には、(3)の表に掲げる附属施設・設備等及び(4)の表に掲げるアリーナ空調を除く設備、備品等の利用料を含む。
- 本番日において、設営、撤去又は練習のために時間延長をする場合の延長料金(1 時間)は、設営日・撤去日・練習日・休演日の基本利用料の 1/10 とする。
- 上記表中の練習日とは、当該施設で行われる本番行事の前日等に設ける練習日をいい、他の施設(第一体育館を含む。)で行う行事の練習会場として利用する場合は、本番日の利用料を適用する。

(2) 団体利用 基本利用料

(略)

(3) 附属施設・設備等

(単位：円/税込)

施設・設備	利用	料
来賓室	1日	5,000
控室 1	1日	5,000
応接室	1日	3,000
選手更衣室	1日1室	2,000
椅子	1日 200脚まで	10,000
	1日 400脚まで	20,000
	1日 600脚まで	25,000
	1日 601脚以上	30,000
バスケットゴール	1日	5,000
電光式表示システム	1日	5,000
椅子(選手用)	1日	5,000

【備考】

- 1 専用利用においては、選手更衣室及び椅子 200 脚までは基本利用料に含まれるものとする。

(4) アリーナ空調 <改定後> ※R6 年度利用分から適用 (単位：円/税込)

区分	料	金
冷房・暖房	1時間	12,000

【備考】

- 1 料金は、吹き出し開始から停止までの時間により算定する。
- 2 送風の稼働は、基本利用料に含まれるものとする。
- 3 夜間(22時から翌8時まで)に冷房、暖房又は送風を稼働する場合(センターが別に定める時期以降に当該稼働をキャンセルする場合を含む。)は、別途、夜間運転料として 50,000 円/日を徴収する。

3 園地

(単位：円/税込)

区分	利用料		
	本番日	本番日以外	
物品販売及び製品展示会	原宿プラザ	1,320,000 (132,000)	264,000 (26,400)
	その他のプラザ及び本センターが認める場所(1㎡当たり)	165	33
スポーツ競技会興行的スポーツ興行	原宿プラザ	880,000 (88,000)	176,000 (17,600)
	その他のプラザ及び本センターが認める場所(1㎡当たり)	110	22
		(利用㎡数に単価を乗じて得た額の 1/10。ただし、100 円未満の端数は切り上げる。)	

【備考】

- 1 基本利用料に含まれる利用時間は、9時～21時とする。
- 2 各区分の下段()書は、規定時間外の1時間当たりの利用料金を示す。

4 共通事項

- (1) 平日以外の日とは、土曜日、日曜日、祝日法による休日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）をいう。
- (2) 利用時間を延長するとき又は規定時間前から利用するときは、超過1時間につき当該基本利用料の1時間当たりの額を徴収する。
- (3) 清掃に要する経費が通常を超えるときについては、その実費相当額を徴収する。
- (4) 臨時に光熱給水を利用する場合は、実費相当額を徴収する。

5 広告掲出料金表 <改定後> ※R6 年度利用分から適用

(単位：円/税込)

区分		第一体育館(1日)	第二体育館(1日)	園地(1日)
スポーツ競技会	1企業につき	30,000	15,000	—
	上限	300,000	150,000	—
興行的スポーツ 興行	1企業につき	60,000	30,000	10,000
	上限	600,000	300,000	50,000

【広告掲出料の対象となる広告】

看板広告（立看板、バナー、シート、のぼり旗、回転式看板等）、映像広告、商品展示広告、冠広告、動く広告、旗類広告、サンプリング広告、その他の広告

6 記念品売店設置料金表

(単位：円/税込)

区分			設置料	
第一体育館	既設店舗又は センターの 指定する場所	間口 4m × 奥行 3m以内	スポーツ競技会	1店舗 20,000
			興行的スポーツ 及び興行	1店舗 100,000
第二体育館			スポーツ競技会	1店舗 10,000
興行的スポーツ 及び興行			1店舗 50,000	
園地	センターが認める場所		1日 100,000	

【備考】

- 1 1店舗の大きさが規格を上回る場合又はやむを得ず形状を変更する場合は、設置する店舗の占有面積を表中の1店舗の規格で除した数を店舗数とする。ただし、端数は切り上げる。
- 2 スポーツ競技会で利用する場合、設置前日までに申請された5店舗までは無料とする。

7 有料駐車場貸切利用料金表

(単位：円/税込)

区分	料金	
貸切利用	有料駐車場 A【渋谷門側】 60台	1日 252,000
	有料駐車場 B【南門側】 104台	1日 445,000
	有料駐車場 全面 164台	1日 627,000

【備考】

- 1 貸切利用については、第一体育館、第二体育館又は園地の専用利用者からの申し出により、センターが特に必要と認めた場合に限り利用できるものとし、利用時間は、専用利用する施設の利用時間に準ずる。

8 撮影料金表

(単位：円/税込)

区分	料金
スチール	1 時間 11,000
ムービー	1 時間 33,000

【備考】

- 1 スチールとムービーを同時に撮影する場合はムービーの区分を適用する。

9 収録料金表

(単位：円/税込)

施設名	料金
第一体育館	1 行事 150,000
第二体育館	1 行事 50,000

【備考】

- 1 本番日が2日以上続く場合においても、同一の行事は1行事とする。
- 2 放送、販売等を行わず、内部資料用として収録する場合は、適用しない。

10 会議室料金表

(単位：円/税込)

施設	団体利用 基本利用料/1 時間	専用利用者が行事で利用する場合 基本利用料/1 日
会議室 1	2,000	12,000
会議室 2	2,000	12,000
会議室 3	1,500	9,000
会議室 4	2,000	12,000
会議室 5	2,000	12,000

【備考】

- 1 団体利用は、9時～21時の間で1時間単位の利用とする。
- 2 第一体育館、第二体育館又は園地の専用利用者が行事で併用利用する場合は、右欄の額を適用する。
- 3 第一体育館、第二体育館又は園地の専用利用者が行事で併用利用する場合の利用時間は、専用利用する施設の利用時間に準ずる。
- 4 団体利用において、時間延長をした場合の追加利用料は、基本利用料の額と同額とする。

※注

会議室5の基本利用料は、令和6年5月31日から当面の間、上記表に掲げる料金とする。

Ⅲ 施設利用上の注意事項

(1) 利用日の変更、取消し

- ・利用日時やその他の条件について変更又は取消しをする場合には、速やかに担当者までお申し出ください。
- ・変更、取消しの場合は、「国立代々木競技場利用規程第12条」に基づき、変更料又は取消料を徴収します。

(2) 利用の中止及び承諾の取消し

次の場合には、催物開催期間中においても利用できなくなる場合があります。

①利用の中止

- ・公の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- ・利用に伴い、騒音、異臭、煙等により、当競技場内及び近隣に悪影響を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- ・当競技場の施設、設備及び器物等を破損するおそれがあると認められるとき。
- ・当競技場の管理運営上、支障があると認められるとき。
- ・当競技場の目的に照らして、利用を不相当と認められたとき。

②承諾の取消し

- ・施設利用料が所定の期日までに支払われないとき。
- ・申込時の利用目的と利用時の内容が著しく異なるとき。
- ・利用者が利用権を第三者に譲渡、又は転貸したとき。
- ・利用条件、又は当競技場の指示に従わなかったとき。
- ・当競技場の管理運営上、やむを得ない事由が発生したとき。

③その他

- ・天災その他の事由により施設の利用ができないとき。

(3) 管理責任

- ①利用者は、常に善良な管理者の注意をもって利用するものとし、すべて利用者の責任と費用において、催物の運営、催物のために必要な事前準備、及び催物終了後の原状回復作業を行ってください。
- ②利用者が利用するに当たって必要な場内案内及び警備は、すべて利用者の責任と費用において行ってください。
- ③利用者は、来場者に対し、人身事故その他の損害が及ばないように常に万全の配慮をしてください。
- ④物品販売、製品展示会等を行う利用者は、出展参加業者一覧を担当者へ提出してください。
なお、届出のない業者が出店（展）していた場合は撤去していただきます。
- ⑤利用期間中の施設、設備等の保全に注意を払うとともに、利用施設内の秩序維持、搬入・搬出の整理及び来場者の安全確保について万全を期してください。
- ⑥施設の利用期間中（準備、撤去を含む）に施設内において発生した事故等については、すべて利用者に責任を負っていただきますので、事故防止には万全を期してください。
- ⑦施設を利用するに当たって、関係法令及び利用案内に定められた事項を遵守するとともに、関係業者、来場者等に対しても周知徹底してください。
- ⑧廃棄物等の処理については、(6)をご参照ください。

(4) 免責及び損害賠償

- ①施設の利用期間中における人身事故、盗難、破損事故等に関して、当競技場は一切の責任を負いません。
- ②施設利用料は、天災その他利用者の責によらない事由、又は当競技場の都合でやむを得ず承諾の取消しをする場合を除き、返還いたしません。
- ③利用者が当競技場内の施設、設備、器物を破損もしくは紛失した場合は、原状回復又は賠償をしていただきます。

(5) 禁止、制限行為

- ①施設利用の主目的が物品販売であるもの（物産展、バザー、バーゲンセール、即売会等）及び飲食を目的とするもの（食品展、試飲、試食即売会等）の場合は、利用施設並びに当競技場が認めたエリアに限り、販売を認めます。
- ②施設利用の主目的以外の物品販売については、利用目的に関連のある物品（記念品）を、利用施設及び当競技場が認めたエリアに限り販売を認めます。
- ③ペット類の持ち込みは禁止します。ただし、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を除きます。

(6) 利用期間中の清掃及びゴミ処理

- ①当競技場を利用し、利用者側で発生したゴミ処理は、全て利用者側の責任と費用負担において場外搬出処分

を行ってください。(ただし、当競技場飲食売店で販売された商品のゴミは、当競技場で処分いたします。)

- 残ったパンフレット、プログラム、ポスター等
 - ケータリングサービスで発生したゴミ
 - 生花、スタッフ等の弁当ガラ（業者による引取りを手配する。）
 - サンプル等、多量のゴミが場外に及んだ場合、場外のゴミ処理も実施してください。
- ②利用期間中は、アリーナ、客席、附属設備（ロビー、控室、トイレ等）を清潔に保ってください。
- ③物品販売、製品展示会等の目的で利用する場合は、展示物の搬入搬出及び装飾等の設営、撤去時の残材や廃材、梱包材、紙屑等を会場内に放置せずに、毎日、完全に場外搬出処分し、廃棄物（ゴミ）の減量化に努めるよう、関係者にも周知徹底してください。
- ④ご不明な点は、あらかじめ担当者にご相談ください。

IV 独立行政法人日本スポーツ振興センター国立代々木競技場利用規程（抜粋）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書(平成15年度規則第1号)に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)が運営する国立代々木競技場(附属施設を含む。)の利用に関し必要な事項を定めることにより、国立代々木競技場の適切かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

（利用の形態）

第2条 国立代々木競技場の利用形態は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 専用利用 国立代々木競技場のうち観客席を有する施設又は園地を、団体でスポーツ競技会等の開催を目的として貸切りで利用することをいう。
- (2) 団体利用 前号による場合を除き、国立代々木競技場又は園地を団体で利用することをいう。

（利用の不承諾）

第3条 センターは、次の各号の一に該当する場合は、利用を承諾しないものとする。

- (1) 特定の政党を支持し、若しくはこれに反対するための政治教育その他の政治活動及びこれに類する活動のための催しに利用しようとするとき。
- (2) 宗教団体が、宗教の教義を広めるため若しくは儀式、行事を行うため又はその他の宗教活動を行うために利用しようとするとき。
- (3) 法令の規定に反し、若しくは公共の秩序をみだし、又は善良の風俗に反するおそれのある催しに利用しようとするとき。
- (4) その他、センターの目的に照らし、利用させることが不適當であると認められる催しに利用しようとするとき。

第2章 施設の利用

第1節 利用の手続

（利用の申込み）

第4条 国立代々木競技場の施設を専用利用をしようとする者(以下「専用利用者」という。)又は団体利用をしようとする者(以下「団体利用者」という。)(第13条各号に掲げるものの利用をする者を含め、以下「利用者」と総称する。)は、別表第1に定める申込期間内に、利用希望申請書(別記様式第1号)又は室内水泳場利用希望申請書(別記様式第1号の2)をセンターに提出するものとする。

- 2 室内水泳場の団体利用者は、前項に規定する室内水泳場利用希望申請書を提出する前に、別に定めるところにより、団体登録を行う。
- 3 センターは、第1項により提出を受けた利用希望申請について、別表第2に定める基準により利用の調整を行った後、利用者に利用の可否を通知する。
- 4 利用の決定の通知を受けた利用者は、別表第1に定める申込期間内に施設利用申込書(別記様式第2号)を提出し、利用の承諾を得るものとする。
- 5 センターは、別表第1に定める申込期間経過後においても利用予定のない日については、先着順で利用の承諾を与えることができる。この場合において、利用の申込みは、施設利用申込書の提出により行う。
- 6 センターは、特別の事情がある場合は、第1項及び第4項の申込期間を変更することができる。

（利用の承諾）

第5条 センターは、前条第3項及び第4項の規定による専用利用及び団体利用の承諾を、施設利用承諾書(別記様式第3号)をもって行う。

（運営等の委任）

第6条 前条の規定により利用の承諾を得た利用者は、その運営等を第三者に委任することができる。

- 2 利用者は、前項の規定による委任を行う場合、その証として、委任事項等を明記した委任状(別記様式第4号)をセンターに提出しなければならない。

第2節 利用料

(利用料の定義)

第7条 センターは、利用者から次に掲げる利用料を徴収するものとする。

- (1) 基本利用料 国立代々木競技場を専用利用又は団体利用する場合の、規定利用時間内における施設の利用料
- (2) 追加利用料 国立代々木競技場を専用利用又は団体利用する場合の、利用時間を延長(規定利用時間前から利用した場合を含む。)したときの施設の利用料、附属施設・設備等及びアリーナ空調(送風を除く。)を追加して利用したときの利用料並びに実費相当額で規定されている利用料

(利用料)

第8条 国立代々木競技場の利用料は、別表第3のとおりとする。

第3節 利用料の納入

(基本利用料の納入)

第9条 利用者は、利用しようとする日(以下「利用日」という。)の10日前までに基本利用料をセンターに納めなければならない。ただし、センターは、特別の事情があるときは、基本利用料の6割を利用日の3か月前までに(ただし、利用日から起算して3か月前を過ぎての利用申込の場合は、基本利用料の6割を当該利用の承諾を受けた日から30日以内に)、残りの4割を利用日の10日前までに納めさせることができる。

2 利用者は、利用の承諾を受けた日が利用日の前9日以内の場合は、その利用の前までに基本利用料をセンターに納めなければならない。

3 第1項に規定する基本利用料の納入期限の日が、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)及び年末年始(12月29日から翌年の1月3日まで)(以下「休日等」という。)に当たるときは、これらの日の翌日をもってその期限とみなす。

4 前3項の規定にかかわらず、第一体育館、第二体育館又は園地の専用利用者が会議室を併用利用する場合の会議室の基本利用料は、利用の前までにセンターに納めなければならない。

(追加利用料の納入)

第10条 専用利用者は、利用が終了した日の属する月の翌月の末日までに、追加利用料をセンターに納めなければならない。なお、当該追加利用料の納入期限の日が、休日等に当たるときは、前条第3項の規定を準用する。

第4節 利用料の増額又は減額

(利用料の増額又は減額)

第11条 センターは、次に掲げる場合においては、利用料を増額又は減額することができる。

- (1) センターの設立の目的に照らし特に必要と認めるとき。
- (2) 利用の目的及び方法により特に必要と認めるとき。

第5節 利用日の変更等

(利用日の変更等)

第12条 利用者が利用の承諾を受けた後に利用日その他の条件につき変更しようとするときの取消料又は変更料の算定は、取消し日又は変更の内容に応じて、それぞれ次の表のとおりとする。ただし、第一体育館、第二体育館又は園地の専用利用者が会議室を併用利用する場合は、会議室の利用に係る取消料及び変更料は徴収しない。

取消し日・変更の内容	基本利用料が未納の場合	基本利用料が納入済の場合
利用日の10日前までに利用を取り消した場合	基本利用料の4割を徴収する。	基本利用料の全額を納入済の場合は、基本利用料の6割を返還する。 基本利用料の6割を納入済の場合は、その3分の1を返還する。
利用日の9日以内に利用を取り消した場合	基本利用料の6割及び準備に要した額を徴収する。	基本利用料の4割を返還し、準備に要した額を徴収する。
利用日時を変更した場合	基本利用料の3割及び準備に要した額を徴収する。	

2 利用者は、前項に定めるもののうち基本利用料が未納のものについては、当該利用申込みの取消し又は変更をセンターが認めた日から10日以内に、前項に定める額を納入しなければならない。

3 センターは、第1項に定めるもののうち既に納入があった場合の基本利用料の返還を、センターが認めた日から1か月以内に行うものとする。

- 4 センターは、利用者があらかじめ雨天等を予想し利用日のほかにこれに続く日を予備日として設定した場合は、予備日1日につき基本利用料の4割を徴収する。ただし、予備日の設定は、利用日の後2週間以内の日に限るものとし、予備日に係る基本利用料の納入については、第9条第1項及び第2項の規定を準用するものとする。
- 5 センターは、天災その他の事由により利用者の責によらずして利用日に利用することができなかつた場合は、徴収した基本利用料の全額を返還するものとする。
- 6 センターは、第42条の規定により利用の承諾を取り消したとき又は利用の中止を命じたときは、徴収した基本利用料を返還しない。ただし、同条第5号の事由による場合は、その全部又は一部を返還することができる。

第6節 その他の利用

(その他の利用)

第13条 センターは、国立代々木競技場に係るその他の利用として、次に掲げるものについて、利用者から各料金を徴収するものとする。

- (1) 広告掲出 (2) 記念品売店の設置 (3) 駐車場 (4) 撮影 (5) 収録 (6) 園地における水道設備の利用

(広告掲出)

第14条 専用利用者が利用の承諾を受けた施設に広告を掲出(これに類似する宣伝活動を含む。以下同じ。)する場合は、センターは別表第4に定める広告掲出料を徴収するものとする。

- 2 広告掲出に関する手続、基準等については、次条から第25条までに定めるとおりとする。

(広告掲出料を徴収する広告)

第15条 広告掲出料を徴収する広告は、別表第4のとおりとする。

(広告掲出に係る承諾の基準)

第17条 利用の承諾を受けた施設に掲出しようとする広告が次の各号の一に該当する場合は、センターは、広告の掲出を承諾しないものとする。

- (1) 施設管理上支障を来すおそれのあるもの
- (2) 観客の観覧に支障を来すおそれのあるもの
- (3) 政治的、宗教的な主張を目的とするもの
- (4) センターの品位を損なうもの
- (5) 法令の規定に違反し、若しくは公共の秩序を乱し、又は善良の風俗に反するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的に照らし、掲出させることが不適當であると認められるもの

(広告掲出に係る申込み及び承諾)

第18条 利用の承諾を受けた施設に広告を掲出しようとする利用者は、広告掲出申込書(別記様式第5号)に、広告見本その他関係書類を添えてセンターに提出し、その承諾を得なければならない。

- 2 センターは、広告の掲出方法、内容等が前条各号の一に該当しないと認めた場合は、広告掲出承諾書(別記様式第6号)をもって広告の掲出を承諾する。

(広告掲出料の納入)

第19条 利用者は、広告を掲出する前までにセンターに広告掲出料を納めなければならない。ただし、前条第2項に規定する承諾が広告掲出の当日になったときの広告掲出料の納入については、第10条の規定を準用する。

- 2 設営日、撤去日、練習日及び休演日は、広告掲出料を徴収しない。

(記念品売店の設置)

第26条 専用利用者が利用の承諾を受けた施設に記念品売店を設置する場合は、センターは、別表第5に定める記念品売店設置料を徴収するものとする。

- 2 記念品売店の設置に関する手続及び基準等については、次条から第36条までに定めるとおりとする。

(記念品売店の設置に係る承諾の基準)

第28条 利用の承諾を受けた施設に設置しようとする記念品売店が次の各号の一に該当する場合は、センターは記念品売店の設置を承諾しないものとする。

- (1) 施設管理上支障を来すおそれのある場合
 - (2) 観客の観覧に支障を来すおそれのある場合
 - (3) センターの品位を損なうおそれのある場合
 - (4) 法令の規定に違反し、若しくは公共の秩序を乱し、又は善良の風俗に違反する場合
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的に照らし、設置させることが不適當と認められる場合
- 2 記念品売店における販売物品が次の各号の一に該当する場合は、センターはその物品の販売を認めないものとする。ただし、観客のサービスに資する物品については、センターと利用者で協議するものとする。
 - (1) 利用を承諾した行事に関係する物品以外の物品
 - (2) センターが年間を通じて契約する売店と競合する物品(ただし、園地を除く。)

(3)その他センターが販売することを不適当と認めた物品

(記念品売店の設置に係る申請及び承諾)

第29条 利用の承諾を受けた施設に記念品売店を設置しようとする利用者は、記念品売店設置申請書(別記様式第7号)をセンターに提出し、その承諾を得なければならない。

2 センターは、記念品売店の設置方法、販売物品等が前条各項各号の一に該当しないと認めた場合は、記念品売店設置承諾書(別記様式第8号)をもって記念品売店の設置を承諾するものとする。

(記念品売店設置料の納入)

第30条 記念品売店設置の承諾を得た利用者は、設置の前までに記念品売店設置料をセンターに納めなければならない。ただし、前条第2項に規定する承諾が、記念品売店設置の当日になったときの記念品売店設置料の納入については、第10条の規定を準用する。

(駐車場)

第37条 有料駐車場の駐車料は、別表第6のとおりとする。

2 有料駐車場を貸切利用する場合は、センターは、駐車料を利用の前までに徴収するものとする。

3 有料駐車場の利用方法等については、独立行政法人日本スポーツ振興センター国立代々木競技場有料駐車場管理規程(令和2年度規程第15号)に定める。

(撮影)

第38条 国立代々木競技場の敷地内(各施設及び園地を含む。)で撮影する場合は、センターは、別表第7に定める撮影料を事前に徴収するものとする。ただし、当該撮影が次の各号のいずれかに該当するときは、撮影料の徴収を免除することができる。

- (1) 官公庁・政府関係機関による制作物
- (2) 報道機関による報道用素材
- (3) 国立代々木競技場を使用する行事に関する広報
- (4) アマチュアのスナップ写真の撮影
- (5) その他、国立代々木競技場の広報に資するもの

(収録)

第39条 第一体育館又は第二体育館を興行的スポーツ、興行又は物品販売及び製品展示会で利用する者において、実施する行事の収録が行われる場合、センターは別表第8に定める収録料を事前に徴収するものとする。

第3章 雑則

(利用の承諾の取消し等)

第42条 センターは、利用者において次の各号の一に該当する事由があるときは、その利用の承諾を取り消し又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用申込みに偽りがあったとき。
- (2) 秩序をみだし、又は公益を害するおそれがあると認められたとき。
- (3) 正当な理由なく所定の利用料等を利用の前までに納入しないとき。
- (4) 次条に定める利用の条件に違反したとき又はセンターの指示に従わないとき。
- (5) その他利用することが適当でないと考えられたとき。

(利用の条件)

第43条 前条第4号に規定する利用の条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 施設利用承諾書に係る承諾事項以外のことは行わないこと。
- (2) 行事の運営の全てに責任をもつこと。
- (3) 観衆等が次に掲げる行為によって政治的、思想的、人種的、宗教的主張又は要求の表示、運動、発言を行わないよう責任をもって指導すること。
ア 幟、看板、装飾その他これに類する用具による行為
イ 挨拶、祝辞その他これに類する行為
ウ マスゲーム、大衆ゲーム、演劇、仮装行列その他これに類する行為
エ 応援、シュプレヒコール、人文字その他これに類する行為
- (4) 賭博的要素を伴う行為を行わないこと。
- (5) 責任者を利用の承諾を受けた施設に配置し、その所在を常に明確にしておくこと。
- (6) 利用の承諾を受けた施設及び園地の管理運営について、係員を配置し、適切な事故防止の措置を講じる等その安全対策に十分注意すること。
- (7) 利用時間を厳守すること。
- (8) 各施設の収容定員を厳守すること。
- (9) 行事の実施に際し、事前に関係官庁に対する所要の手続を行うこと。
- (10) 旗等の掲揚又は装飾、広告、宣伝等については、事前にセンターの許可を受けること。
- (11) センターが認めたもの以外の商行為を行わないこと。

- (12) 器具、機材の利用及び仮設物等の設置については、事前にセンターの許可を得、その設置及び撤収については自らが行うこと。
- (13) 施設の利用に際し、観衆等がその施設、設備、備品等を破損しないよう責任をもって指導することとし、万一損害を生じさせた場合には、センターが相当と認める損害額を賠償すること。

(延滞料)

- 第44条 センターは、利用者がこの規程に定められた期日までに追加利用料、第19条第1項ただし書きの場合における広告掲出料及び第30条ただし書きの場合における記念品売店設置料を納入しない場合は、その期日の翌日から起算して年14.6%の割合で延滞料を徴収するものとする。
- 2 前項により算出した延滞料の額が、100円未満の場合にあってはこれを免除する。

(利用権の譲渡及び転貸の禁止)

- 第45条 利用者は、利用権を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(センターの非賠償責任)

- 第46条 センターは、利用者が第42条の規定により利用の承諾の取消しを受け、又は利用の中止を命ぜられ損害を受けた場合において、その損害を賠償する責任を負わない。

(利用者の損害賠償責任)

- 第47条 利用者は、故意又は過失により施設、設備、用具、備品等を破損し、又は滅失したときはそれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(雑則)

- 第48条 フットサルコートの利用申込み及び承諾の手続、利用料の納入期限、取消料並びに延滞料については、第4条、第5条、第9条、第12条及び第44条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。
- 2 この規程及び前項により定めるもののほか、国立代々木競技場の利用に関し必要な事項は、別に定める。

独立行政法人 日本スポーツ振興センター

国立代々木競技場

〒150-0041 東京都渋谷区神南 2-1-1

TEL：【第一体育館】03-3468-1172

【第二体育館・園地】03-3468-1173

URL：https://www.jpnспорт.go.jp